

指定管理者の選定について（共同浴場）【公募】

1 施設名	堺市立共同浴場「布袋温泉」
2 指定期間（予定）	令和３年４月１日～令和７年３月３１日（４年間）
3 設置条例等	堺市立共同浴場条例 堺市立共同浴場条例施行規則
4 施設の設置目的	住民の保健衛生の向上および生活環境の改善を図るため
5 指定管理者制度の導入について	<p>平成１３年度に経営の効率化、地域住民の雇用促進及び自立支援の観点から、それまでの市の直営に替え、財団法人堺市同和地域振興協会（現 公益財団法人堺市就労支援協会）に同浴場の管理運営を委託しました。</p> <p>平成１８年度には指定管理者制度を導入し、堺市就労支援協会を非公募により指定管理者に指定し、平成２１年度、平成２４年度および平成２７年度に同協会を再度指定管理者に指定しました。</p> <p>※平成２７年度から公募にて選定</p>
6 公募により指定する理由	<p>平成２３年１月３１日に公表された「平成２２年度堺市包括外部監査結果報告書」において、「今後は、民間事業者を含めた公募による方法で、指定管理者を選定することが望ましいと思われる。」との意見をいただき、庁内関係部局とともに指定管理者の公募に向け検討を進めてきました。</p> <p>単に指定管理者の選定方法を非公募から公募に改めるだけではなく、同浴場の設置目的や歴史的な経過、地区の住宅施策や就職困難者の就労支援の問題とともに、大仙西まちづくり協議会での検討、市全体の財政的な観点など、中長期的視点に立った協議をおこなってきました。</p> <p>平成２４年１１月策定の「大仙西校区まちづくりグラウンドデザイン」においては、堺市立共同浴場は「福祉・交流拠点」の一施設として位置づけられ、隣接する福祉施設とともに総合的な運営のあり方や、より効率的かつ効果的な運営について議論を重ね、庁内関係部局・関係機関との一定の協議・調整の目途がついたことから、公募により指定することとしました。</p>